

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市計画課

許認可等の内容		開発行為の変更許可
根拠法令等及び条項		都市計画法第 3 5 条の 2 第 1 項
標準 処理 期間	根拠条項	開発許可事務に係る審査基準及び標準処理期間
	設定等年月日	平成 2 2 年 3 月 2 9 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	2 0 日
審査 基準	根拠条項	都市計画法、都市計画法施行法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則、都市計画運用指針、開発許可制度運用指針、栃木県開発審査会条例、都市計画法施行細則、栃木県開発許可等審査基準、栃木県開発審査会運営規定、栃木市開発許可等審査基準、栃木市宅地開発指導要綱、栃木市都市計画法施行細則、都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例、同施行規則、都市計画法施行令第 1 9 条第 1 項ただし書の規模を定める条例、宅地造成等及び特定盛土等規制法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則、栃木県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則、栃木県宅地造成及び特定盛土等規制法審査基準
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 栃木県開発許可事務の手引 栃木市開発許可等審査基準 栃木市宅地開発指導要綱 栃木市都市計画法施行細則 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例施行規則 都市計画法施行令第 1 9 条第 1 項ただし書の規模を定める条例 栃木県盛土規制法許可事務の手引き 栃木県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 栃木県宅地造成及び特定盛土等規制法審査基準	